

81. 「コブタ丁」とは何処にあるのか

問 仙台のコブタ丁とは何処なのか。

答 寛永13年〔1636〕に逝去した伊達政宗⁽¹⁾は、その遺言通り経が峯の頂上に葬られ、霊屋瑞鳳殿⁽²⁾が造営されました。そして、この霊域⁽³⁾を警衛するための要員として、御小人衆⁽⁴⁾が置られました。この御小人屋敷のあったところが御小人町で、いわゆる御小人三町〔川内大工町附近・大橋協仲の町・霊屋下〕の一つでした。

「仙台あちらこちら」(佐々 久)に

『霊屋下の門前坂の東側には数人の武士が住み、西側には寺の庵寺が数軒あった。その北は河岸まで御小人(お小人三町)衆が多く住んでいたので御小人町とよばれた。』

また、「わしが国さ」第24号(仙台協賛会。昭和5. 7. 20)にも

『評定橋を渡ると旧お小人町の西の山際に穴蔵大明神⁽⁵⁾が鎮座まします。』と、お小人町の所在を示しています。

この御小人町(小人町)の「コビト町」の「ビ」→「ブ」、「ト」→「タ」と同行音が転換して、いつからか「コビト町」→「コブタ丁」と変化して通用するようになったものです。

時代も変わり、コブタ丁の町名も既に消滅して忘れ去られてしまい、また、地名事典のいずれもこの町名を取り上げたものはありませんので、全く幻の町名となってしまったわけです。そこで、昔の小人町」の位置に重ね合わせて、これと一致する「コブタ丁」の所在を特定するには、次の諸資料の示すところに依ります。

1. 「宮城県仙台区全図」(宮城県地理課。明治13)

『コブタ丁』

2. 「宮城県各村字調書」(宮城県所蔵。明治17。「宮城県史」32の内)

『仙台区⁽⁷⁾

霊屋下 同小蓋町⁽⁸⁾……………」

3. 「訂正宮城県仙台区全図」(「訂正宮城県管内図」の内。三輪秀春。明治17)

『コブタ丁』

4. 「改正仙台市明細全図」(三輪秀春。仙台静雲堂。明治22)

『コブタ丁』

5. 「新撰宮城県分界地図」(遠藤忠太郎。明治26)

『コブタ丁』

6. 「名勝絵入改正仙台市内全図」(仙台盛光堂。明治29)

『コブタ〔丁〕』

7. 「仙台市史」(明治41)

『靈屋下 疣多町』

(9)

注(1) p.170の注(1)参照。

注(2) p.170の注(1)参照。

注(3) 後に、2代忠宗廟感仙殿・3代綱宗廟善応殿・9代周宗〔ちかむね〕墓・11代齊義墓・代々の公子墓も造立された。

注(4) p.219の「90. 仙台城下に起った二大騒動」・p.221の注(2)・p.222の注(4)参照。

注(5) 「仙台鹿の子」に『明神稲荷大明神は瑞鳳寺御小人町西の山際に狐穴あり、〔下略〕』
「仙台の社寺と教会」(山本 晃。「仙台市史」第7巻の内)に

『穴蔵神社

靈屋下に鎮座する。旧時は「穴蔵稲荷大明神」と称したのを近年現社号に改めたもので……
「社伝」に依れば『遠祖政宗出戦の折、同大神に勝利を祈らしめ、夫人陽徳院常に守護神として深く信仰あり、神体をば家臣に守らしめて伊達郡以来陣営に奉安せしめ、仙台奠城の後、城郭に近く社殿を居城に向かわしめて鎮座し三貫文の地を寄進して厚く祭祀を奉仕せしめたが、後天保六年(1835)広瀬川氾濫し、本社亦崖崩れに遭い、社殿書類一切流失したので、一町許り川下なる現在の地に遷座したという。』

昭和四年社殿を改増築して今日に及ぶ。境内にその由来を記した碑が立っている。

〔稲荷神碑〕昭和八年十月仙台市に於て評定河原埋立工事施行中河中から出現したもので天保六年〔1835〕の洪水で河中に顛墜していたものを昭和十一年三月之れを現地に再現したものである。碑文〔略〕

碑には

『享和癸亥〔1803。享和3〕臘月〔旧曆12月〕之吉瑞鳳古梁撰並書〔古梁は瑞鳳寺南山和尚〕』

「仙台萩」には

『稲荷大明神

稲荷と申すは元来三座の神なり。大宮比売命〔おおみやひめのみこと〕、倉稲魂〔うかのみたま〕、太田命〔おおたのみこと〕是なり。其後八十五代龜山院弘長年中〔1261-1264〕大己貴命〔おおなむちのみこと〕、神功皇后を祭り入れて五座と成る。さて当社は瑞鳳寺下の御小人町西の山際に小狐のむろあり、其の上に祠を作りかけて、所にては明神とばかりもいふなり。萬治年中〔1658-1661〕の建立と見へて鰐口にも年号あり。今はむろ埋りて形ばかりあり、これ神社の部に載すといふとも誠の明神にあらず不可貴。狐を明神と祭るべからず、世俗誤れり。但し山城国の稲荷の末社のうちに白狐社ありと。若し当社白狐を見て祭りたるか、夫とも稲荷明神とは違ふなり。』

「封内風土記」卷之1（田辺希文）に

『府城

稲荷神社十三。其一大橋辺。不詳何時勧請。其二。在中瀬橋畔。称武隈明神。同上。其三。在瑞鳳寺廟下。同上。〔下略〕』

注(6) 地籍簿とともに宮城県永年保存文書で、県総務部文書管理室に保管されており、仙台区及び16郡計17冊から成っている。表題は刈田・伊具・亘理3郡分が「磐城国」、他は「陸前国」を冠し、「磐城国刈田郡各村字調書」・「陸前国宮城郡各村字調書」等となっている。作成年月日は全く記載がないが、明治22年4月1日の市町村制施行によって統合消滅した村名によって分類されているので、その施行前の調書である。また、記入欄が一国・郡・村数ヶ所ヲ包括スル大字・字・従来称呼地券面外別種ノ字一に分けられていて、地券面記載の字名の調書であることが明らかである。従って、明治5年7月の大蔵省達第83号で地券が発行されることになってから、市町村制施行までの間のいずれかの時期（17～18年頃）に作成されたものとされてきた。また、訓み方を丹念に付けてあることも、入念な調査ぶりを思わせるもので、何冊かの扉には「各村字傍訓調」と記されている。しかし、中にはどうかと思われる訓みもないではない。「宮城県各村字調書」のタイトルで、「宮城県史」32の内に収録活字化された。〔明治17年8月28日付内務省地理局へ提出の副本（種部調）〕

注(7) 明治11年〔1878〕7月22日制定の「郡区町村編制法」によって設置された。「郡区町村編制法」とは、地方の組織を定めた6条から成る法令。「府県会規則」及び「地方税規則」とともに新三法と称せられた。これによれば、地方を画して、府県の下に郡区町村を置く。郡区町村の区域名称はすべて旧によるが、その区域が広きに過ぎて施政に不便なものは、1郡を区分して数郡とするなどを規定してあった。郡はそれまで単に地域の名称に過ぎなかったが、ここに於て、地方行政区画となった。明治22年の市制町村制、及び同24年の郡制の施行されるまで、これが行われた。

注(8) 「コブタ」に訓みの合う漢字を宛てたものである。

注(9) 「瘡」の当て違い。原稿か、或は印刷の誤りであろう。

資料 宮城県仙台区全図（宮城県地理課）

宮城県各村字調書（「宮城県史」32の内）

訂正宮城県仙台区全図（「訂正宮城県管内図」の内。三輪秀春）

改正仙台市明細全図（三輪秀春）

新撰宮城県分界地図（遠藤忠太郎）

名勝絵入改正仙台市内全図（仙台盛光堂）

仙台市史（明治41年版）